

配偶者等からの暴力経験の実態について

岸本 綾子 勝木 洋子

兵庫県立大学院環境人間学研究科、文化環境学大講座

A case study of intimate partner violence

Ayako KISHIMOTO Yoko KATSUKI

Graduate school of Human Science and Environment,

University of Hyogo

Laboratories of Correlation for Environment and Humanity

School of Humanity for Environmental Policy and Technology

1-1-12 Shinzaike-honchou, Himeji, 670-0092 Japan

1. はじめに

<わが国におけるDV>

DVは女性の人権問題である。DVは力の優位に立つ男性が暴力を使って女性を支配することである[1]。男性の暴力を容認して放置するという「国家の不作為」は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の成立を遅らせていた。内閣府の調査(2003)では、60歳以上の男性において、「夫の言うことを素直に聞き入れる妻が『よい妻』である」という考え方に50.8%が肯定的である[2]。また、親密な関係にある男性から身体的虐待を受けた経験があるといった女性の割合は59%との報告がある[3]。このことは男性が暴力を使って女性を支配することが容認されてきたことを意味する。

DVはドメスティック・バイオレンス(Domestic Violence)の略語で、一般に「夫婦間暴力」と理解されてきた。しかし、夫婦だけでなく、離婚した夫婦にもおこり、また、結婚していないカップルにも起こることである。最近ではデートDVと名づけられ問題となってきた。つまり、DVは夫婦、恋人、婚約者、同棲相手、ボーイフレンドなど個人的・親密な関係と、それを解消した後個人的で親密だった関係における暴力をさすことばである。この意味で本報告では「DV」ということばを用いることとする。

DVの背景は日本社会において女性のおかれている社会環境そのものである。男女の親密な関係において、女性の経済力、身体的パワー、社会的地位が劣位に置かれている状況がある。また女性は男性をサポートする役割

を担っており、女性が劣位に置かれている状況がそこにある。この点は配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の前文で、以下のように言及されている。

「配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力その他の心身に有害な影響を及ぼす言動を行うことは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。」

<配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律>

配偶者等からの暴力については、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(以下、DV法)が平成13年に施行されたのち、平成16年に以下の点を補完し、改正された。まず、保護命令制度はその対象を元配偶者まで拡充し離婚したあとも適用されることとなった。つまり、被害者の申し立てにより、裁判所は加害者である配偶者や元配偶者に対して、被害者への接近禁止命令、子への接近禁止命令および退去命令を発することが可能になった。そして、市町村による配偶者暴力相談支援センターの設置と被害者の自立支援が明確化された。さらに、国が「被害者支援の基本方針」を策定し、それに基づいて都道府県は「基本計画」を策定することなどとなった。これは、「DVへの対応」を自治体に求めるものである。

<DVの実態>

DVの実態は、国や地方自治体において多くの調査が

なされている。

内閣府が2003年に報告した「配偶者等からの暴力に関する調査」[2]では、これまでに、配偶者や恋人から身体に対する暴行を受けたことがある女性は15.5%、恐怖を感じるような脅迫を受けたことがある女性は5.6%、いやがっているのに性的な行為を強要されたことがある女性は9.0%で、これらの行為のいずれかまたはいくつかを1度でも受けたことがある女性は約5人に1人(19.1%)に上ることが明らかになっている[2]。あわせて同調査では、18歳になるまでの家庭における暴力の経験は、「父は母に暴力を振っていた」と答えた人が14.1%、「親からなぐる、けるなどの身体に対する暴行を受けた」人が11.3%となることを明らかにしている。

内閣府の「配偶者暴力相談支援センターにおける配偶者からの暴力が関係する相談件数等の結果について」(2005)によれば、全国の相談件数は2002年の35943件から、2004年に49329件となり、DV相談件数は1.4倍と増加していることが明らかになっている[4]。これは、DV事案そのものが増加しているだけでなく、今、当事者間で起きていることがDVと認識されたため、DVが外にあらわれた結果であろうと考えられる。配偶者等から暴力を受けていても、それが当事者に暴力と自覚されなければ、DV事案とも、相談件数ともならない。よって、今後、当事者間で起きていることがDVと認識されるとさらに相談件数は増加する。また、相談しやすい環境が整えば整うほど相談件数は増加する。一般に認識されている配偶者等に対する暴力の範囲は、DV防止法の配偶者等に対する暴力の定義より狭いといえよう。DVはDV防止法の定義からすれば、存在しているのだが、認識されていない現状がある。「法律の成立も内容も知っている」人は2割弱で、「法律の成立も内容も知らなかった」とする人が20代男性で41.6%、20代女性38.3%、30代男性32.4%[2]と多く、DV防止法の周知度は低い。

<DVに対する認識>

姫路市が2003年に実施した「配偶者等からの暴力に関する調査」では、自由意見として「今回のアンケートはDVのことを考えるのにより機会となりました(20代女性)」、「結婚生活30年近くしていて口喧嘩や手で少したたくらいのことをしない人は少なくない、暴力の設問の内容をすべて暴力でまとめることはおかしい(50代女性)」、「このようなアンケートを取られることも人権問題の啓発に社会を目覚めさせ、意識させるのにより企画だと改めて痛感しました」とある[5]。現にそこに暴力があるにもかかわらず暴力と認識されず、また、女性は

「自分が悪かったから」「たいしたことがないから」などと、暴力を容認し、男性優位をあたりまえとし、自分を責めることになる。何人も暴力によって支配されてよいわけがない。DVの定義が認知され、DV防止法の救済策が周知されるならば、女性がより安心して生活できる社会へ向かうことができる。配偶者等からの暴力が存在し、かつそれが当事者に認識されない社会において、アンケートをすることはアンケートそのものが啓発という意味において意義がある。

2. 調査の概要

2.1 目的

配偶者等からの暴力に関するアンケートを女性に実施することでDVの実態を明らかにし、さらにアンケートの実施によりDVに対する意識の啓発としたい。

2.2 調査対象と時期

兵庫県内の9ヶ所の各種講座の参加者を対象に、2005年6月から9月に実施した。

2.3 調査方法

205人を対象に紙面調査法で実施し、そのうち女性127人の回答について今回は報告する。

2.4 回答者の属性

性別を女性とした回答者を対象にし、その属性を図1~4に示した。

回答者は30代の割合が高く、85.0%が既婚者である。子どもは81.9%におり、2人が最も多い。結婚年数は10年未満が28.7%、30~39年が23.1%であった。就労状況は継続就労が最も多く、専業主婦が25.9%であった。同居する家族は未婚の子どもとの2世代世帯が最も多くついで1世代世帯の夫婦だけが26.0%であった。

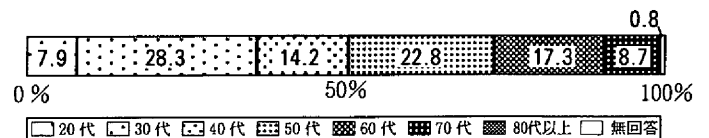


図1 年齢階級別割合 n=127

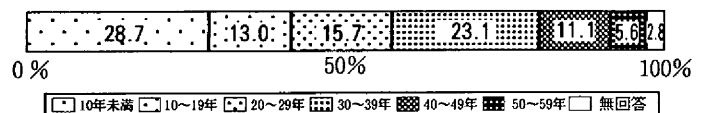


図2 結婚年数 n=108

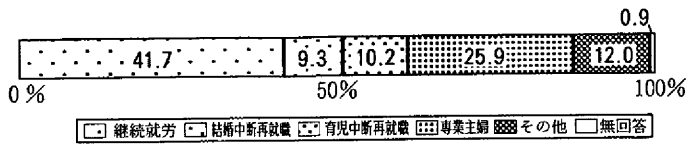


図3 就労状況 n=108

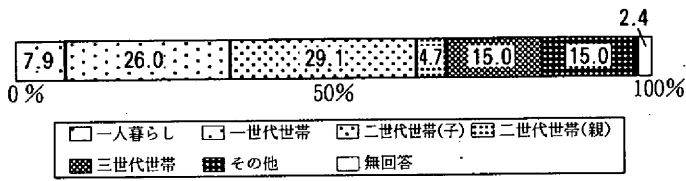


図4 同居家族 n=127

3. 結果と考察

3.1 DVの実態

3.1.1 配偶者等からの被害経験

20の暴力について調査した。20の調査項目は、姫路市

の「配偶者等からの暴力に関する調査」(2004) [5]と内閣府「配偶者等からの暴力に関する調査」(2003) [2]を参考に設定した。図5は、調査対象者127人がそれぞれの項目において、「何度もあった」「1, 2度あった」「全くない」と回答した人数を割合で示した図である。

「大声でどなられた」は、「何どもあった」と「1, 2度あった」をあわせた割合が39.4%で、20項目のうちで該当する人の割合が最も高い。ついて「『ばか』とか『能なし』と人格をおとしめるようなことをいわれた」は、「何どもあった」と「1, 2度あった」をあわせた割合が21.3%、「何を言っても長時間無視された」が18.9%、「ドアをけったり、壁にものを投げつけたりして、おどされた」が18.1%である。また、20の暴力のうち、「何どもあった」とする人は11項目に渡る。

以上のことより、女性は「大声でどなられ」また、各種の「おどされる」ことが多い。さらに女性は被害経験が「何どもあった」のである。

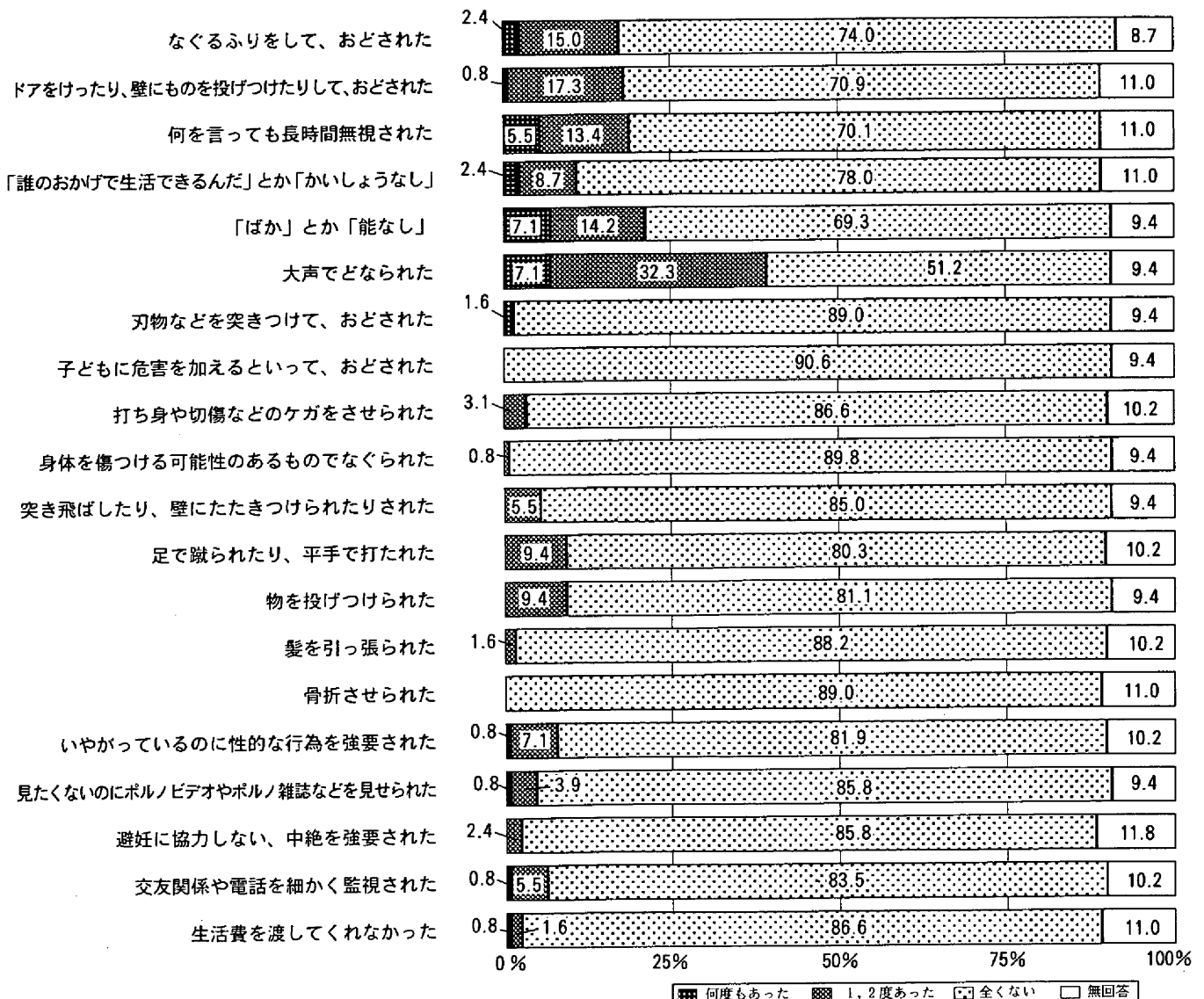


図5 配偶者等からのDV被害経験 = n 127

図6は、20の暴力について1つでも「何度もあった」「1,2度あった」と回答した人の割合を示す。すなわち、127人のうち、全体の54.3%がなんらかの暴力被害を経験している。つまり、女性の2人に1人が、20の暴力のうち1つ以上の被害経験者であるといえる。

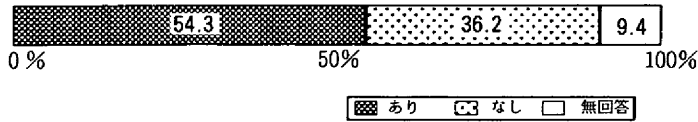


図6 配偶者等からのDV被害経験 n=127

3.1.2 配偶者からの暴力経験の分類別傾向

図5に示した20の暴力を以下のように精神的暴力、身体的暴力、性的暴力、社会的・経済的暴力に分類した。これは内閣府の「配偶者等からの暴力に関する事例調査」(2002) [6]と姫路市「配偶者等からの暴力に関する調査」(2004) [5]を参考に分類したものである。

表1 配偶者からのDV被害経験の分類

分類	項目
精神的暴力	① なぐるふりをして、おどされた
	② ドアをけったり、壁にものを投げつけたりして、おどされた
	③ 何を言っても長時間無視された
	④ 「誰のおかげで生活できるんだ」とか「かいしょうなし」といわれた
	⑤ 「ばか」とか「能なし」と人格をおとしめるようなことをいわれた
	⑥ 大声でどなられた
	⑦ 刃物などを突きつけて、おどされた
	⑧ 子どもに危害を加えるといいて、おどされた
身体的暴力	⑨ 打ち身や切傷などのケガをさせられた
	⑩ 身体を傷つける可能性のあるものでなぐられた
	⑪ 突き飛ばしたり、壁にたたきつけられたりされた
	⑫ 足で蹴られたり、平手で打たれた
	⑬ 物を投げつけられた
	⑭ 髪を引っ張られた
性的暴力	⑮ 骨折させられた
	⑯ いやがっているのに性的な行為を強要された
社会的・経済的暴力	⑰ 見たくないのにポルノビデオやポルノ雑誌などを見せられた
	⑱ 避妊に協力しない、中絶を強要された
	⑲ 交友関係や電話を細かく監視された
	⑳ 生活費を渡してくれなかった

この分類に基づいて図7を作成した。これは、精神的暴力については、表1で精神的暴力とした①～⑧のうち1つでもDV被害経験ありと答えた回答者が127人中に占める割合を示したものである。同様に身体的暴力は⑨～⑮のうち1つでも、性的暴力は⑯～⑲のうち1つでも、社会的・経済的暴力は⑲⑳について1つでもありとした回答者の割合を示すものである。

図7は精神的暴力を受けたことがある人の割合が身体的暴力、性的暴力や社会的・経済的暴力よりも多いことを表している。精神的暴力は52%が被害経験ありと答え、

およそ2人に1人が被害者である。身体的暴力は17.3%、性的暴力は11.0%、社会的・経済的暴力は8.7%に被害経験がある。この傾向は図8に示した姫路市の「配偶者等からの暴力に関する調査」(2004) [5]の結果と比較すると、どの項目も5～11ポイント低い。

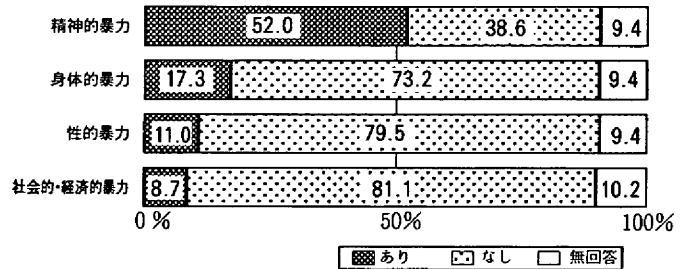
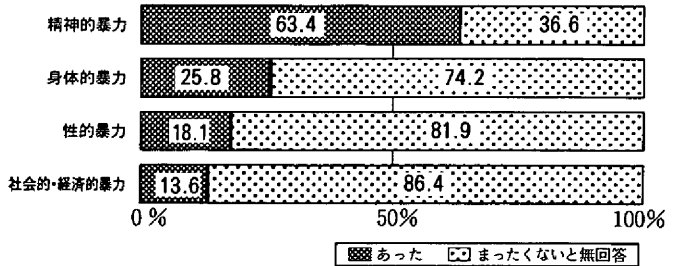


図7 配偶者等からのDV被害経験 n=127



資料 姫路市「配偶者等からの暴力に関する調査」2004より作成

図8 姫路市 女性回答者の配偶者等からの暴力被害者経験 n=442

以上のことより、女性のDV被害経験は精神的暴力が最も多く、およそ2人に1人が被害者であり、精神的暴力、身体的暴力、性的暴力、社会的・経済的暴力の順に多いことが明らかとなった。

次に配偶者等からのDV被害経験があるとする人について、4分類の暴力分類の重複について図9に示した。

まず、DV被害経験があるとする人のうち、全体では、他の暴力との重複をしていた被害者は45.7%、1種類だけの被害者は54.3%である。これは長谷川らの研究[7]より、13.4ポイント少ない数字である。以上のことより、DV被害者のうち、およそ5割弱の人が2種類以上の暴力の被害者である。

さらにDV被害経験ごとに傾向をみた。精神的暴力被害経験ありとする人のうち、他の種類の暴力と重複をしていた人は、49.2%、身体的暴力被害経験ありとする人のうち、他の種類の暴力と重複をしていた人は90.9%、性的暴力被害経験ありとする人のうち、他の種類の暴力と重複をしていた人は85.7%、社会的・経済的暴力被害経験ありとする人のうち、他の種類の暴力との重複を

していた人は90.9%である。

以上のことより、精神的暴力ありの人のうち、およそ5割が他のDV暴力被害を重複して受けている。

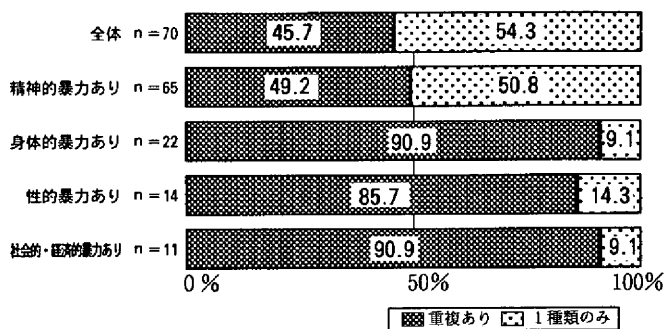


図9 暴力の分類別の重複について

次に、DV被害経験の重複状況を図10に示した。この図はDV被害経験がある70人について、受けている暴力の重複パターンを集計して表したものである。数字は、該当の組み合わせ数がDV被害者数全体の何%にあたるかを示す。

まず、2種類以上の暴力が重複する場合は必ず精神的暴力経験がある。また2種類の重複の場合は、精神的暴力経験に身体的暴力経験の加わる割合が最も高く、18.6%である。3種類の重複は精神的暴力経験と身体的暴力経験があり、これに性的暴力経験あるいは社会的経済的暴力経験のどちらかが加わる。4種類すべての暴力が重複する割合は、4.3%である。すべてのDVは精神的暴力から始まる。

さらに、DV被害経験があると、54.3%が1種類の暴力被害を受け、35.8%が2種類の暴力被害を受け、5.7%が3種類の暴力被害を受け、4.3%が4種類すべての暴力被害を受けていたことがわかる。

つまり、今回の調査においては、暴力経験ありと答えた人のうち、25人に1人は4種類すべての暴力被害の経験者である。この4種類全部の暴力の被害者は今回の回答者全体の2.4%にあたることから、女性はおよそ40人に1人が精神的暴力、身体的暴力、性的暴力、社会的・経済的暴力のすべての被害者であるといえる。

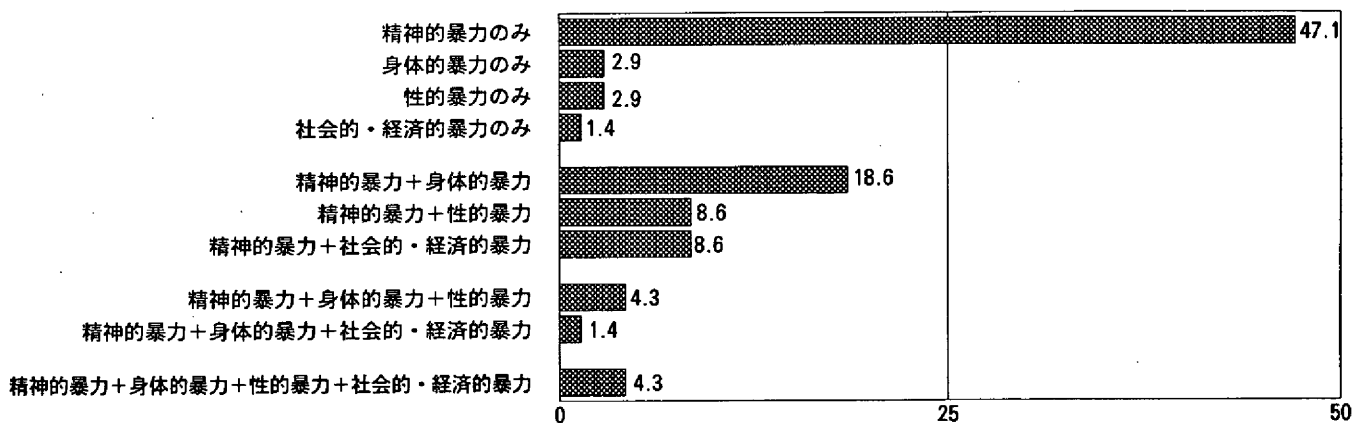


図10 4種類の暴力の重複について n=70

3.1.3 DVの理由は何か

配偶者等が暴力をふるうきっかけをどう考えるかを質問し、複数回答を得た。

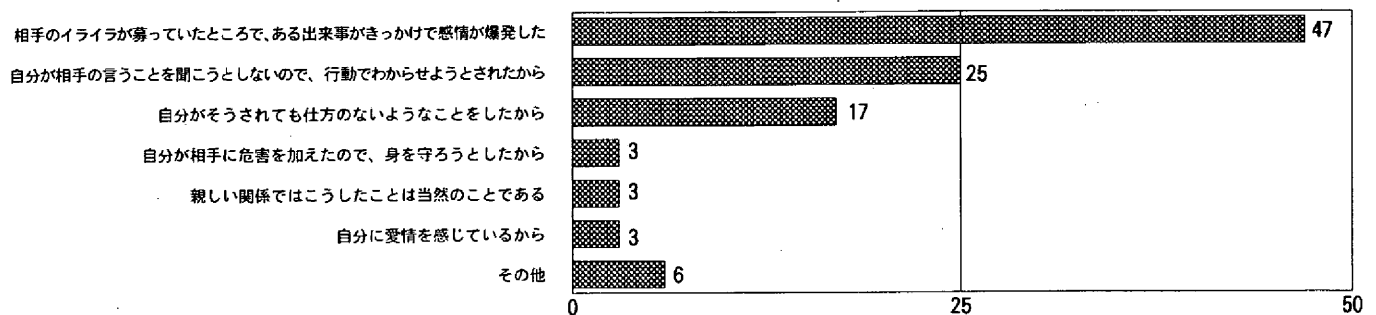


図11 配偶者等からの暴力のきっかけ n=127

女性が考える暴力の理由は、「相手のイライラが募っていたところで、ある出来事がきっかけで感情が爆発した」が最も多く、47人である。ついで、「自分が相手の言うことを聞こうとしないので、行動でわからせようとされたから」が25人、「自分がそうされても仕方のないようなことをしたから」が17人である。

男性はイライラの感情をぶつけるために女性に暴力をふるう、男性は自分の思う通りにならないので暴力で女性を従える、そして女性は自分が悪いと考える人が多い。少数ではあるが、女性が男性に「危害を加えたから」男性に暴力をふるわれたり、「親しい関係では当然のこと」であり、男性が「自分に愛情を感じているから」女性に暴力をふるうと思っている女性もいる。

以上のことより、イライラが募ったうえでの感情の表

現と考えている人が最も多く、さらに、夫が妻を思い通りにできないので暴力で支配しようとするのが原因と考えていることが明らかになった。

3.1.4 DV被害経験者が加害者との関係を断ち切れない理由

配偶者等が暴力をふるう場合に、被害者(女性)が加害者(男性)との関係をなぜ断ち切らないのかと考えるかを質問し、複数回答を得た。

「経済的に生活できないから」が19.7%で最も多く、ついで「何とか状況をよくできると思ったから」が15.7%、「自分の受けている暴力がたいしたことがないから」が15.0%、「自分さえ我慢したらすむことだから」が11.8%の順である。

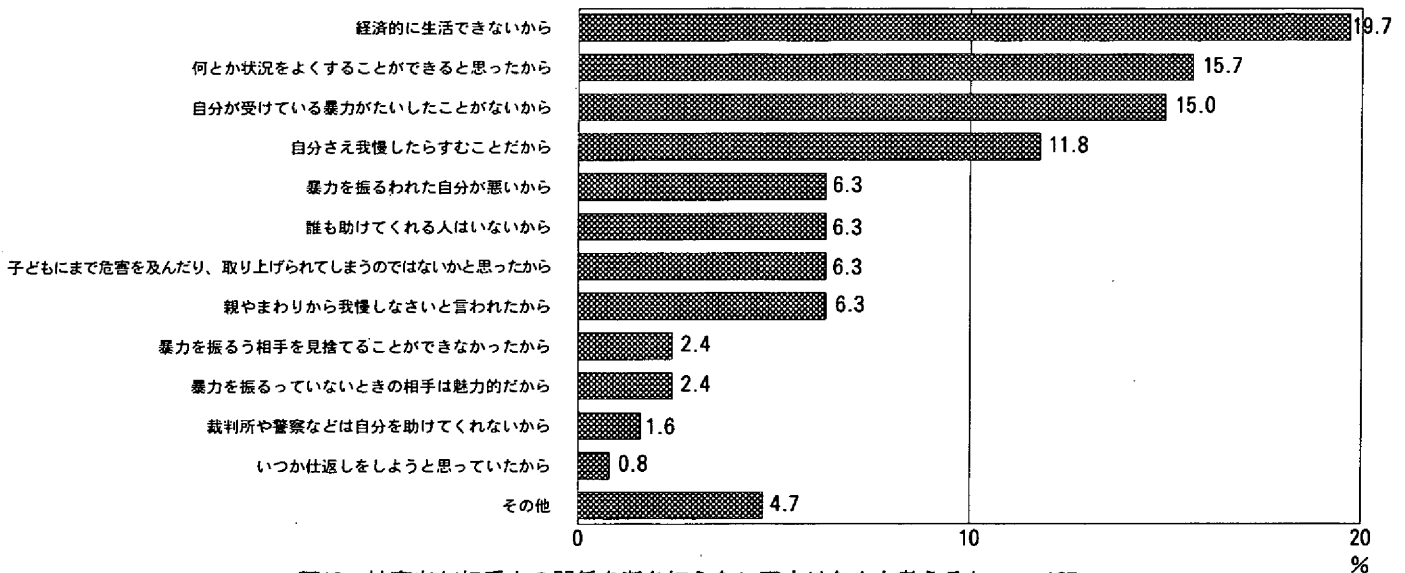


図12 被害者が相手との関係を断ち切らない理由はなんと考えるか n=127

図12から、被害者(女性)が加害者(男性)と関係を断ち切れないのは、女性がひとりでは経済的に生活できない状況にあり、自分の努力によって状況をよくすることができると思ひ、自分が我慢することにしたのだろうと考えていることが明らかとなった。

3.2 女性の18歳以下における暴力経験

女性が18歳になるまでの家庭における暴力について質問した。図13は4つの質問について「あてはまる」「どちらかといえばあてはまる」の割合を示したものである。

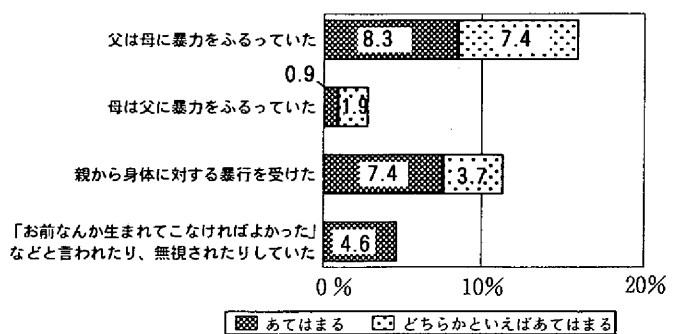


図13 18歳未満の家庭における暴力経験 n=108

4つの質問のうち、「父が母に暴力をふるっていた」が15.7%と最も多く、ついで「親から身体に対する暴行を受けた」が11.1%、「『お前なんか生まれてこなければ

よかった』などと言われたり、無視されたりしていた」が4.6%、「母は父に暴力をふるっていた」が2.8%の順である。

3.3 女性の状況と配偶者等からの被害経験について

3.3.1 女性の就労意識とDV被害経験

DV被害経験ありの女性の割合は、「職業を持たないほうがよい」とする人で66.7%と最も高く、ついで「育児中断再就職」の59.2%、「継続就労」の50.8%である。

以上のことより、被害経験がある女性は、職業を持たない、継続就労あるいは育児中断再就職において割合が高い。

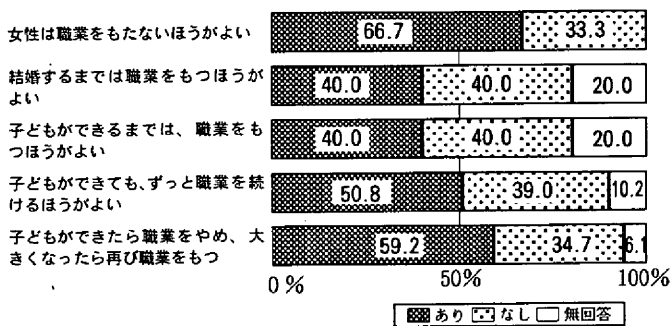


図14 「一般に女性が職業をもつことについて」の考え方とDV被害経験の有無 n=121

3.3.2 結婚観とDV被害経験

「結婚は個人の自由であるから結婚してもしなくてもどちらでもよい」とDV被害経験について、図15に示した。反対とどちらかといえば反対はあわせて58.9%がDV被害経験ありとし、賛成とどちらかといえば賛成の50.0%より、割合が高い。

以上のことより、結婚すべきとする人たちは、結婚しなくてもよいとする人たちよりDV被害経験の割合が高い。

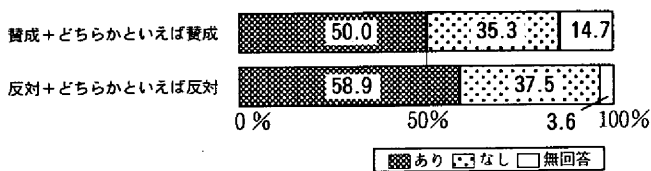


図15 「結婚は個人の自由であるから、結婚してもしなくてもどちらでもよい」という考え方とDV被害経験の有無 n=124

3.3.3 「結婚しても必ずしも子どもを持つ必要はない」とDV被害経験

反対とどちらかといえば反対はあわせて、58.9%がDV被害経験ありとし、賛成とどちらかといえば賛成の

45.5%より割合が高い。

以上のことより、結婚したら子どもを持つべきとする人たちは、そうでないとする人たちよりDV被害経験の割合が高いといえる。

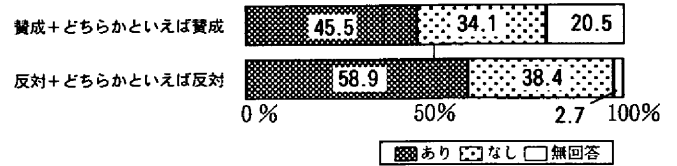


図16 「結婚しても必ずしも子どもを持つ必要はない」という考え方とDV被害経験の有無 n=117

3.3.4 離婚観とDV被害経験

反対とどちらかといえば反対はあわせて、64.6%がDV被害経験ありとし、賛成とどちらかといえば賛成の47.9%より、割合が高い。

以上のことより、離婚せずにがまんすべきとする人たちは、そうでない人たちより、DV被害経験の割合が高い。

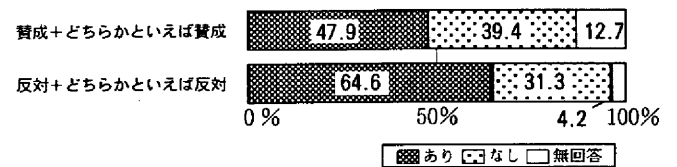


図17 「結婚しても相手に満足できないときは離婚すればいい」という考え方とDV被害経験の有無 n=119

図14~17は、「女性は職業を持たないほうがよく」「結婚はするべきで」「結婚したら子どもを持つものだ」とし、「結婚しても相手に満足できないときでもがまんして離婚しない」とする人々に、そうでないとする群より女性のDV被害経験割合が高いことを示している。

これらのことはいわゆる性別役割分業といわれていることであり、女性の性別役割分業に対する肯定意識が、男性による支配を排除できないメッセージとなり、DVについては助長要因となることを意味するのであろう。女性が性別役割分業を肯定することは、男性にとって配偶者・パートナーを得ることが自分のサポート役を手に入れることであり、かつ女性のサポートに強く依存している[8]状況を受け入れることとなる。言いかえれば女性は、男性の依存を受け入れることでDVが助長される。男性優位の社会は、男性に「一家の大黒柱」であることや、「結婚して妻子を養って一人前」という〈男らしさ〉を要求する。男性は「優越的・支配的立場に立つ」ことを要求されるゆえに、自分の負けや弱さを否定し、自己を抑圧する。男らしさを示すため、暴力の行使という「強さ」を行使せざるを得ない。しかしその相手は妻だけである。

「男性は相手を暴力で支配する手段として暴力を選び、DVは力の強い男性が自分より弱い女や子どもを暴力で従えようとしている問題であり、怒りが爆発したなんてうそで、ちゃんと時と場所を選び、ねらいを絞って暴力をふるい、自制心を失ったのではなく、家でだけわざと自制心を働かせないで『暴力』を選んでいる」

ことを沼崎は指摘している[9]。

多くの男性たちは、子ども時代から、「強くたくましくあれ」、「弱音をはくな」、「感情を出すな」といったトレーニングを受けている[10]。男性は「結婚して妻を養って一人前」という社会構造からの圧力により、結婚することを仕事漬け人間量産システムのスタートにしてしまう[11]。そして仕事以外のことを全部妻にまかせた男性は、追い込まれた仕事のなかで達成できない〈男らしさ〉によるストレスや「一人前」でありつづけることのストレスを妻にぶつける。感情を抑制することは会社人間として要請されており[10]、企業社会において許される感情は「怒り」だけである。「男らしさ」の縛りは、感情を抑制し、共感能力をそがれ、威圧的な生き方を生み、さらに、中高年男性の自殺の急増の背景にあることも指摘されている [12]。

3.3.5 就労状況とDV被害経験

女性の就労状況とそのDV被害経験の関係を図18に示した。最も高いのは、「育児中断再就職」の81.8%である。ついで、「結婚中断再就職」が70.0%である。他に比較してこの再就職組のDV被害率は高い。

また、「その他」も69.2%と高い。「その他」には「28年勤めてリストラ」「途中10年位仕事していた」「子どもが大きくなってパートに出た」「6年間だけパート」「ずっと無職」と記入があった。

これらに比較して「継続就労」と「専業主婦」のDV被害経験ありの割合は低い。

以上のことより、女性がずっと仕事を続けるあるいはずっと家庭を守るというように、女性の家庭内での役割に変化のない場合に、DV被害経験の割合が低く、結婚や育児でいったん仕事を中断し、また再就職という変化をする場合にDV被害経験の割合が高いといえる。

いったんは性別役割分業にしたがって結婚や出産育児で退職し、のちに、女性の家庭内における専業主婦という役割を降りて、結婚当初からの家族の関係や夫との環境を変えようと考えている場合に、DV被害経験は高い。これは、男性にとってこれまで得ていた妻によるケアが不足する状況になるからであり、男性優位が脅かされるからである。女性が自己実現やエンパワメントをしよう

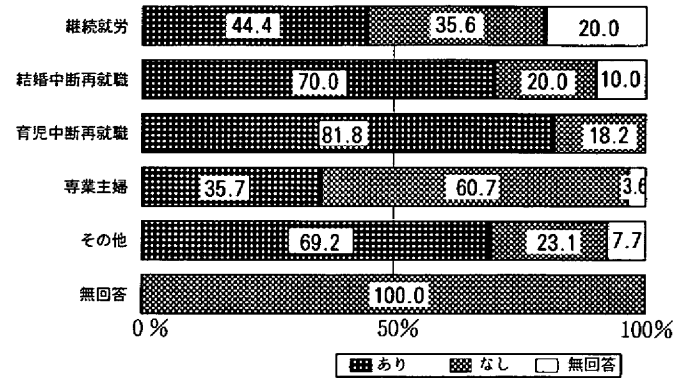


図18 就労状況とDV被害経験の有無 n = 108

とし、家庭で男性優位に甘んじていることから抜けだそうとすると、男性が男性優位という〈男らしさ〉を獲得している場合にはこれと対立して、暴力を助長するといえる。

3.3.6 性別役割分業についての考えとDV被害経験

「夫は外で働き、妻は家庭を守るものである」および「男は男らしく、女は女らしく」という考えとDV被害経験の有無について考察した。この2つの意識について、反対派のDV被害経験ありの割合は賛成派よりも高い。

以上のことより、性別役割分担を否定する場合は、賛成する場合より、DV被害経験ありの割合が高いことが明らかとなった。

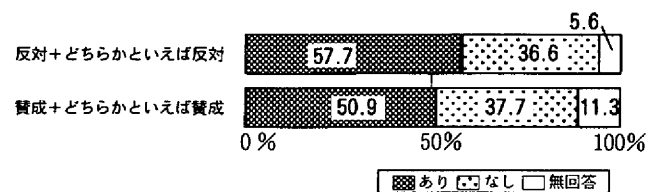


図19 「夫は外で働き、妻は家庭を守るものである」という考え方とDV被害経験の有無 n = 124

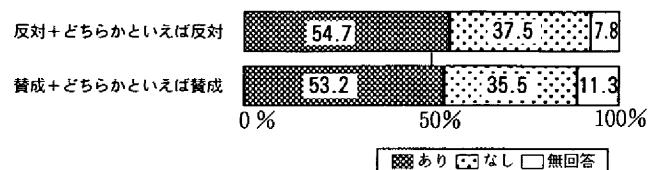


図20 「男は男らしく、女は女らしく」という考え方とDV被害経験の有無 n = 126

つまり、女性が男性優位の構造から抜けだそうとする意識を持つ場合は、男性の男性優位という〈男らしさ〉に対してストレスとなり、暴力を助長するといえる。内閣府の「配偶者等からの暴力に関する事例調査」(2002) [6]は加害者の女性に対する意識には女性は男性より劣っているという「女性蔑視」、結婚したら妻は夫の所有物であるという「所有意識」、子育てや親の介護、家事は女性がやるものであるという「固定的な性別役割分担意識」がDVの背景にあることを明らかにした。女性の性別役割分担に対する否定意識は、男性が社会から得た男性優位規範とぶつかって、男性の暴力を引き出すこととなり、やはり、助長要因となる。

つまり、女性は、性別役割分担に対して肯定するときは男性を支えるがゆえに、否定するときは男性への脅威となるがゆえに、どちらの場合も結果的にDV被害者となりえる。

3.3.7 同居家族とDV被害経験

同居する家族の状況と女性のDV被害経験の有無について図21に示した。

「自分と配偶者+未婚の子ども」が64.9%「自分と配偶者」が60.6%である。逆に「自分と配偶者+子ども夫婦+孫」は20.0%とDV被害経験割合が低い。

「その他」はDV被害経験ありが70.0%と最も割合が高い。「その他」でDV被害経験ありは「自分+配偶者+子ども夫婦+親」「自分+配偶者+未婚の子+親+配偶者の弟」が含まれる。家族成員が多層化するとDV被害経験が高いといえる。

以上のことより、核家族と「その他」などの拡大家族において被害経験は高い傾向にある。逆に「自分と配偶者+子ども夫婦+孫」のように3世代家族において自分が年長者であることはDV被害の抑止力となっており、3世代家族において自分より年長者がいることは抑止力とならない。

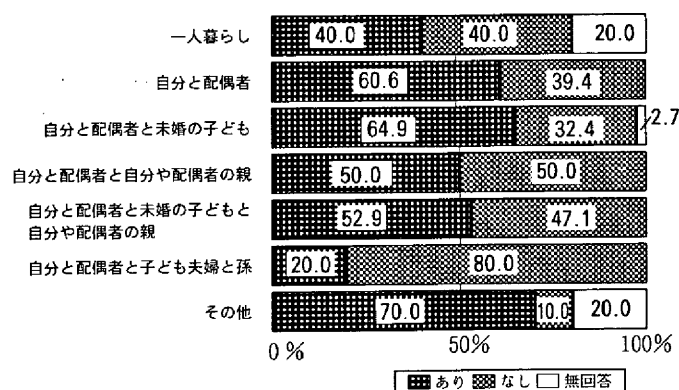


図21 同居家族別DV被害経験の有無 n = 118

3.3.8 結婚年数とDV被害経験

結婚年数別に女性のDV被害経験を考察した。

現在「40～49年」「30～39年」「20～29年」の結婚年数の階級で、68.0～75.0%のDV被害経験があった。75.0%と最も高い層は、「40～49年」で、これは1956年から1965年に結婚した人たちである。ついで、「20～29年」の1976年から1985年に結婚した層が70.6%、「30～39年」の1966～1975年に結婚した層である。

以上のことより、1956～1985年に結婚した人たちにDV被害経験が高いことが明らかとなった。女性のDV被害経験は、核家族など家族が少ない場合あるいは拡大家族の場合に高く、結婚時期が高度経済成長期である場合に高い。よって結婚時期や家族を形成する時代の背景がDV被害経験と関係があると推察される。

1956年から1985年は、経済の高度成長期からバブル期である。この時代は高度成長に伴い産業構造が転換して、農業や自営業者の社会から雇用者の社会に転換した。性別役割分業が確立し、1975年に専業主婦割合が最も高く、また皆婚時代でもあるという時代背景がある。つまり、戦後という時代は女性が主婦化した時代である[13]。1975年に向かって女性は就業をやめ専業主婦化し、それ以降は専業主婦からパート労働に向かう時代であった。この時期は性別役割分業の確立期である。性別役割分業と核家族という閉ざされた空間の中で、DVは起きている。一方若い世代「20年未満」の層は晩婚化・未婚化・少子化の影響を受けるというこれまでと異なる時代背景を持つ。1989年は1.57ショックと呼ばれ合計特殊出生率がこれまでの最低を記録した年でもある。

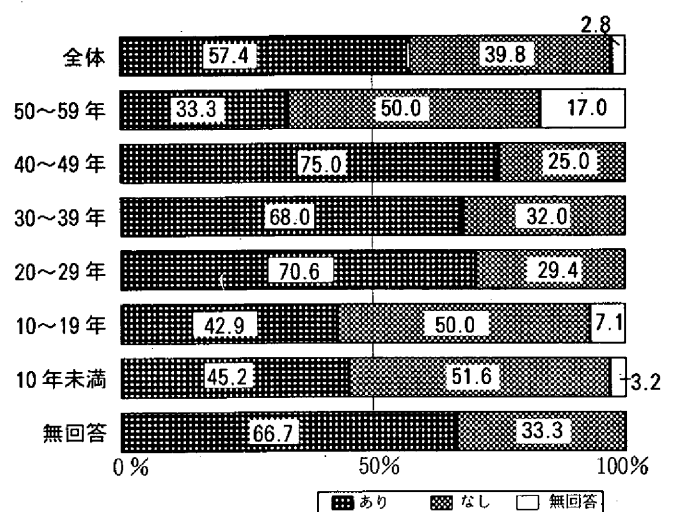


図22 結婚年数別DV被害経験の有無 n = 108

3.3.9 18歳未満の原家庭における暴力体験とDV被害経験

「父が母に暴力をふるっていた」「親から身体に対する暴行を受けた」「『お前なんか生まれてこなければよかった』とか無視されていた」とDV被害経験について考察した。いずれにおいても暴力があったとする人々にDV被害経験ありとする人の割合が高い。

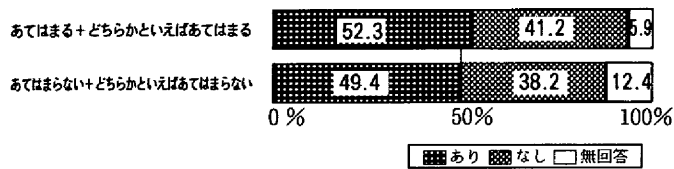


図23 18歳未満の家庭で「父は母に暴力をふるっていた」とDV被害経験の有無 n=108

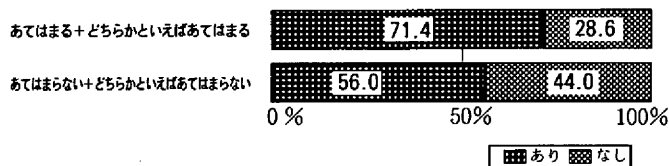


図24 18歳未満の家庭で「親から身体に対する暴行を受けた」とDV被害経験の有無 n=107

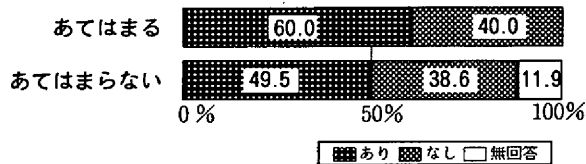


図25 18歳未満の家庭で「お前なんか生まれてこなければよかった」や無視されていたとDV被害経験の有無 n=106

以上のことより、原家庭で暴力を経験しているひとたちは、そうでない人たちより、DV被害経験の割合が高い。

内閣府の「配偶者等からの暴力に関する調査」(2003)は、女性で男女の固定的な役割分担意識を肯定する人は、18歳になるまでの家庭内に父から母への暴力があった人よりなかった人に多く、また、身体的虐待のあったひとよりない人に多いことをあきらかにしている[2]。すなわち、女性は18歳になるまでの家庭内に暴力経験がある場合、男女の固定的な役割分担意識を否定する傾向があるために、配偶者からの暴力を受ける割合が高いことが考えられる。

3.4 自由記述

(ア) 父母はDVの関係だったと思います。その当時DVと言う言葉はなかったです。今DVという概

念ができ、これだなあーと振り返っています。母も苦労したけれど、父(養子です)のジェンダーにとらわれた自尊感情の低さや、地域からのよその意識などで、そのつらさはわからないでもないです。女性40代

(イ) 自分の親のことで父が母にけんかをして暴力を振るっているのを見ていたので、結婚したら絶対に一度でもふるわれたら離婚をするという約束をしていたが、言葉の暴力は受けているという自覚がわかるのに時間がかかった。女性30代

(ウ) 暴力という言葉はすごく個人差があると思う。女性20代

ともに原家庭で父母のDVを見ていて、その経験が現在の生活に反映している。(ア)では、父が加害者である要因を自尊感情で説明している。また(イ)は、結婚に際して暴力について取り決めをしているが、それでも精神的暴力については、自覚がなかなかできないでいたとしている。(ウ)はDV防止法の暴力について理解していないことを表している。内閣府「配偶者等からの暴力に関する事例調査」(2002)[12]は、被害が潜在する理由のひとつに「無自覚」という項目を挙げている。

(エ) シェルターに来て初めて「DVだ」と、「自分はそうだったんだ」というのがわかりました。「わたしがこんなことを言わなかったら、この人はキレなかったんだ」と思って、「当たり前障りないように、怒らせないでおこう」と、いつも、自分の行動に後悔しながら過ごしていたので、自分が我慢しているとは思いませんでした。女性40代

(イ) 相手は平気で暴力をふるってくるんです。そして挙句の果てに、「愛している」というようなことを言うんです。それで私は当時、それを鵜呑みにして、「この人はそれほど私を愛しているのか」とか、「それだけ愛情が強いのか」というふうに、考えていました。女性30代

以上のことは、精神的暴力という概念は理解されにくいこと、そして理解されていないことと、さらに加害の要因はなにかを加害者の側から言及する必要があることを明らかにしている。

4. おわりに

調査結果より、女性のDV被害経験は性別役割分業に肯定的である場合と否定的である場合の両方に起こることが明らかになった。また家族状況や家族形成する時代

に大きく影響を受けていることが明らかになった。

近代家族の持つ規範と、これを形成した時代背景がDVを助長した。女性たちの男女共同参画に対する否定意識と肯定意識が両側でDV被害をさらに助長する。

男女共同参画基本計画（第2次）（内閣府2005）は女性に対する暴力について以下のように指摘した。

「女性に対する暴力は潜在化しがちであり、社会の理解も不十分で、個人的問題として矮小化されることもある。しかし、女性に対する暴力は多くの人々にかかわる社会的問題であるとともに、男女の固定的な役割分担、経済力の格差、上下関係など我が国の男女が置かれている状況等に根ざした構造的問題として把握し、対処していくべきである。」

女性に対する暴力の構造は、第48回国連総会の「女性に対する暴力の撤廃に関する宣言」（1993）でつぎのように指摘された。

「女性に対する暴力は、男女間の歴史的に不平等な力関係の現れであり、これが男性の女性に対する支配並びに差別並びに女性の十分な地位向上の妨害につながってきたこと、及び女性に対する暴力は女性を男性に比べ従属的な地位に強いる重要な社会的機構の一つであることを認識。」

D.Vにおいて、女性自身が悪いのではなく、女性を支配する社会のしくみが悪い。男がしんどいのは、男をがんじがらめにしてしまう世の中の仕組みが悪い。だからそのシステムを変えたい[14]。だからこそ、男女共同参画社会の実現が必要である。

力で優位にある男性が、女性よりすべてにおいて優位に立たねばならないとする思い込みから自由になり、さらにその感情をコントロールし、力によらず、自分以外の個人と関係をとる能力を高めることができれば、男性も女性もまた生きやすくなるにちがいない。

女性がいつでもどこでも一人であるいは子どもとともに

に自立して生活していける社会が整備されないかぎり、DV被害者は、男性加害者の下から脱出できない。女性の経済的自立を阻む社会構造がDVを助長している。被害者の自立問題はまた女性問題である。内閣府が主導している再チャレンジ支援の行方に注目したい。

国勢調査を資料にした女性離婚率の全国市町村分布図[15]によると、日本各地の温泉地に高い値が分布する。つまり離婚後の女性の落ち着き先は、温泉の住み込みで生計を立てている。全国分布図のなかに転々と赤くするほど集中するのである。

文 献

- [1] 北九州市立男女共同参画センター“ムーブ”編；ジェンダー白書、明石書店 p32（2003）
- [2] 内閣府；「配偶者等からの暴力に関する調査」（2003）
- [3] ジョニー・シーガー；地図でみる世界の女性、明石書店（2005）
- [4] 内閣府；「配偶者暴力相談支援センターにおける配偶者からの暴力が関係する相談件数等の結果について」（2005）
- [5] 姫路市；「配偶者等からの暴力に関する調査」（2004）
- [6] 内閣府；「配偶者等からの暴力に関する事例調査」（2002）
- [7] 伊藤公雄；男女共同参画と「男性問題」、共同参画21（2005）
- [8] 長谷川美香・別所遊子・細谷たき子・出口洋二；地方都市における配偶者・パートナー間の暴力体験とその関連要因、日本公衆衛生雑誌、Vol.52No.5、pp.411-421（2005）
- [9] 沼崎一郎；なぜ男は暴力を選ぶのか、かもがわブックレット（2002）
- [10] 伊藤公雄；「男女共同参画」が問いかけるもの、インパクト出版（2003）
- [11] 中村彰；男性の「生き方」再考、世界思想社（2005）
- [12] 伊藤公雄；＜男らしさ＞のゆくえ、新曜社、p173（1993）
- [13] 落合恵美子；21世紀家族へ第3版、有斐閣（2004）
- [14] 中村正；男たちの脱暴力、朝日新聞社、p104（2003）
- [15] 女性の地理学会NWE Cプロジェクト；女たちの地図帳 日本版（2005. 8. 27）

（平成17年10月3日受付）